**「正当な理由」の判断基準**

平成３０年８月３１日

東松山市健康福祉部高齢介護課

　特定事業所集中減算の適用の対象外となる「正当な理由」については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第３の１０における例示、並びに埼玉県で運用されていた基準に基づき、東松山市においては下記のとおり運用を行うものとする。

　なお、同通知において、「実際の判断に当たっては、地域的な事情等を含め諸般の事情

を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。」とされているため、最終的には下記基準を元に個別に判断を行うものとする。

記

**１**　**居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごと**

**でみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合**

　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に所在する各サービスが５事業所未満の場合には当該規定を適用することとする。

（例） 訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）として１０事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えても減算は適用されないが、通所介護について８０％を超えた場合には減算が適用される。

**２**　**特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合**

　山村振興法における振興山村に所在地のある居宅介護支援事業者について適用する。

**３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が**

**小規模である場合**

　上記に該当する事業者は「正当な理由」があるものとして認める。

**４　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなどサービスの利用が少数である場合**

上記に該当する事業者は「正当な理由」があるものとして認める。

（例） 訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えても減算は適用されないが、通所介護について８０％を超えた場合には減算が適用される。

**５　サービスごとでみた場合に、利用者の日常生活圏域内に訪問介護などのサービス**

**事業所が５事業所未満であるなどサービス事業所が少数である場合**

　地域的な理由により利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中したことがわか

る書面の写し及び当該利用者の日常生活圏域がわかる資料の添付を要するものとする。

※　この規定によってその事業所を利用することに正当な理由があると認められた利用者がいる場合は、集中割合を再計算する。その際、当該利用者を除くものとし、再計算した結果集中割合が８０％を下回った場合は「正当な理由」があるものとして取り扱う。

**６　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業所に集中していると認められる場合**

　ここにおける「サービス」は「実際に受ける介護サービスの質」そのものと解釈する。

　そのため、「上場企業」「ＣＭで有名」「近所」「入所希望の施設と併設されており、

入所に当たり有利になる」など、その事業所が実際に行っている介護サービスと直接関係

しないものについては含めないものとする。

　なお、本事由の適用にあたっては、個々にその可否を判断することとなるが、少なくと

も下記①～④のいずれも満たしていることが必要である。

①　「サービスの質が高い」とする理由が介護サービスに関するものであり、利用者のみ　ならず他の人にも納得できるものである。

②　「サービスの質が高い」ことを判断する資料は、パンフレット、ホームページなど　で一般でも容易に取得できる。

③　「サービスの質が高い」ことを判断する理由の根拠となる資料は、当該事業所の恣　意的な操作を排除した方法で得られたものであることが明らかである。

④　利用者がその資料等を基に当該事業所を選択した経緯が記録されている。

※　この規定によってその事業所を利用することに正当な理由があると認められた利用者がいる場合は、集中割合を再計算する。その際、当該利用者を除くものとし、再計算した結果集中割合が８０％を下回った場合は「正当な理由」があるものとして取り扱う。

**＜参考＞**「サービスの質が高い」ものと考えられる例

　・利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている。

　・訪問介護の「特定事業所加算」等、サービスの質が向上するための体制整備を条件としている加算を届け出ている（利用者負担等を考え加算を算定していない事業所については、書面等で同等の体制にあることを一般でも容易に知りうる状態にあると認められる場合、当該加算を届け出ている場合に準じて取り扱う。）。

・福祉用具貸与において、同一機種について複数（少なくとも３事業所以上）のカタログを比較した結果、価格が最も低廉である（但し、明らかに一般常識として、原価を　無視したとしか思えない価格設定は「低廉」とすべきではない。）。

・ISO9001を取得している（個別に事情を判断するものとし、ISO9001を取得していることのみをもってサービスの質が高いものとはしない。）。

**７　その他正当な理由と市が認めた場合**

　当該事項を適用する際は、個別に判断することとするが、「正当な理由」と考えられる場合として、下記のような事情を有する者または事業所を除いて再計算した結果、８０％以下となった場合には、「正当な理由」があるものとして取り扱う。

　①　該当するサービスにおいて社会福祉法人における減免制度を利用している者

この場合給付費明細書等の書面で該当者が当該事業所で実際に減免を受けていることを確認できることが必要である。

　②　今回の算定期間内に従前の居宅介護支援事業者がやむなく廃止、休止となった結果、引継先として当該事業所で居宅介護支援をすることとなった者

　　　この場合、その経緯が明らかとなる書面の写しの提出が必要である。

　③　市町村で状況を把握した結果、支援が困難な事例と判断された者について、当該市町村との調整の結果、当該事業所で居宅介護支援を開始することとなった場合。なお、当該判断に基づき、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが調整を行った場合も含まれる。

　　　この場合、その経緯が明らかになる書面の写しの提出が必要である。

　④　利用者の状況についてアセスメントを行った結果、下記の加算等の体制を整備している事業所をケアプラン上位置づける必要がある場合に、その条件に合致する事業所が当該サービス提供地域内に１箇所しか存在しなかったため、その事業所を利用せざるを得なかった者。

　　　この事例の場合、アセスメントやケアプランなど記録上その事実が確認できること、サービス提供票等で実際に利用していることを確認できることが必要である。

＜当該事由が該当すると考えられる加算等の体制＞

・訪問介護　　 　通院等乗降介助、夜間又は早朝、休日にサービスを提供している事業所

・通所介護及び 　口腔機能向上加算、栄養改善加算、個別機能訓練加算、入浴介助加算、

　地域密着型通　 若年性認知症利用者受入加算、時間延長サービス体制、療養通所介護、

　所介護　　 　土日や休日にサービスを提供している事業所

・福祉用具貸与 　福祉用具の種目

※　この規定によってその事業所を利用することに正当な理由があると認められた利用者がいる場合は、集中割合を再計算する。その際、当該利用者を除くものとし、再計算した結果集中割合が８０％を下回った場合は「正当な理由」があるものとして取り扱う。

　また、判定期間中に以下の事由があった事業所については、正当な理由があると認め、減算を行わないものとする。

　①　事業所の休止を行った事業所

　②　新規に指定を受け開設された事業所